

飯田市告示第50号

飯田市指定給水装置工事事業者及び飯田市下水道排水設備指定工事店等の違反行為に対する処分基準を次のように定め、平成31年4月1日から適用する。

なお、この告示の適用の日前に飯田市指定給水装置工事事業者及び飯田市排水設備指定工事店の処分基準によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による飯田市指定給水装置工事事業者及び飯田市下水道排水設備指定工事店等の違反行為に対する処分基準の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

平成31年4月1日

飯田市長 牧野光朗

飯田市指定給水装置工事事業者及び飯田市下水道排水設備指定工事店等の違反行為に対する処分基準

第1 趣旨

この基準は、飯田市指定給水装置工事事業者（飯田市水道条例（平成5年飯田市条例第85号。以下「水道条例」という。）第6条第1項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下「指定工事事業者」という。）、飯田市下水道排水設備指定工事店（飯田市下水道条例（平成13年飯田市条例第30号。以下「下水道条例」という。）第9条第1項に規定する指定工事店をいう。以下「指定工事店」という。）及び指定工事事業者又は指定工事店以外の者で、給水装置工事若しくは下水道排水設備工事を行い、又は行わせたもの（以下「指定外工事関係者」という。）に対する指定の取消し、指定の効力の停止、文書等による警告又は注意、罰則の適用（以下これらを「処分」という。）の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 違反行為の調査、報告等

- 1 市長は、指定工事事業者に飯田市指定給水装置工事事業者規程（平成10年飯田市水道事業管理規程第4号。以下「規程」という。）第6条各号の規定に該当する事実があると認めるとき若しくはそのおそれがあると認めるとき又は指定工事店に下水道条例第15条各号の規定に該当する事実があると認めるとき若しくはそのおそれがあると認めるときは、指定する職員にその事実関係の調査を行わせる。
- 2 市長は、指定外工事関係者が水道条例若しくは下水道条例の規定に違反して、給水装置若しくは排水設備等の新設等に係る工事を行った、又は行わせた事実があると認めるとき若しくはそのおそれがあると認めるときは、指定する職員にその事実関係の調査を行わせる。
- 3 第2の1又は2の調査を行った職員が、規程、水道条例又は下水道条例の規定に違反する事実（以下「違反行為」という。）を確認したときは、違反報告書（様式第1号又は様式第4号）等により、上下水道局長に報告する。

第3 違反行為の審査

上下水道局長は、違反行為の報告を受けたときは、違反行為を行った者に対する処分について、速やかに飯田市指定給水装置工事事業者及び飯田市下水道排水設備指定工事店等審査委員会規程（平成31年飯田市訓令第3号）に規定する飯田市指定給水装置工事事業者及び飯田市下水道排水設備指定工事店等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付する。

第4 処分の基準等

- 1 市長は、審査委員会の審査結果により、違反行為を行った指定工事業者若しくは指定工事店に対し、別表第1又は別表第2に定める違反行為の項目の区分に応じ、当該区分に定める違反点数を付与し、及び別表第3に定める違反点数の区分に応じ、当該区分に定める処分を行う。
- 2 第4の1の場合において、違反行為が別表第1又は別表第2に定める違反行為の項目の2以上の区分に該当するときは、それぞれの違反行為の項目の区分に定める違反点数を加算する。
- 3 第4の1及び2の規定により付与された違反点数は、第4の1の処分を受けた日から起算して2年の間消滅しない。
- 4 市長は、審査委員会の審査結果により、違反行為を行った指定外工事関係者に対して処分を行う。

第5 処分の通知

市長は、処分を決定したときは、処分の対象となる指定工事業者、指定工事店又は指定外工事関係者に対して速やかに処分決定通知書（様式第2号又は様式第5号）等により通知するとともに、規程第8条又は下水道条例第15条第4項の規定により公示する。

第6 指導等

- 1 市長は、違反行為を行った指定工事業者又は指定工事店に付与した累積点数に応じ、当該指定工事業者又は指定工事店に対し、指導書（様式第3号又は様式第6号）により指導を行うものとする。
- 2 市長は、指定外工事関係者が行った違反行為について当該指定外工事関係者に対し、文書又は口頭により注意を行うものとする。

第7 過料

市長は、水道条例第42条又は下水道条例第50条の規定により、別表第1又は別表第2に定める違反行為の項目の区分に応じ、過料を科することができる。

第8 処分後の施工

指定工事業者又は指定工事店が処分を受けた時点において未竣工の工事があるときは、当該工事に限り、その完了までの施工、付随する届出その他の行為を続行することができるものとする。

第9 補則

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

様式第 1 号

指定給水装置工事事業者等違反報告書

年 月 日

上下水道局長

下記のとおり違反行為を確認したので、飯田市指定給水装置工事事業者及び飯田市下水道排水設備工事店等の違反行為に対する処分基準の規定により報告します。

記

指定工事業者又は指定 外工事関係者の名称	
違反行為の項目	
違反行為の状況等	
事情聴取の内容等	
確認日	年 月 日
確認場所	
報告者職・氏名	印
意見等	

様式第 2 号

処分決定通知書 <div style="text-align: right;"> 第 号 年 月 日 </div>		
住所 氏名又は名称 (代表者氏名)		
様		
飯田市長 印		
飯田市指定給水装置工事事業者及び飯田市下水道排水設備工事店等の違反行為に対する処分基準の規定により下記のとおり処分を決定したので、通知します。		
記		
違反行為に対する処分	<input type="checkbox"/> 指定の取消し (飯田市指定給水装置工事事業者規程第 6 条) <input type="checkbox"/> 指定の効力停止 年 月 日から 年 月 日まで (飯田市指定給水装置工事事業者規程第 7 条)	
処分の理由		
違反に関する 累積点数等	累積点数 点	今回の違反点数 点 前回までの点数 点
処分年月日	年 月 日	
処分に対する 審査請求等に関する 教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、飯田市長に対して審査請求を行うことができます (なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 月以内に、飯田市を被告として (訴訟において飯田市を代表する者は飯田市長となります。) 提起することができます (なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 月以内に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。	

様式第3号

<p style="margin: 0;">指導書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">第 号 年 月 日</p>							
<p>住所 氏名又は名称 (代表者氏名) 様</p> <p style="text-align: right;">飯田市長 印</p>							
<p>飯田市指定給水装置工事事業者規程の規定に違反する行為を確認したので、飯田市指定給水装置工事事業者及び飯田市下水道排水設備工事店等の違反行為に対する処分基準の規定により指導します。</p> <p>今後はこのような違反行為のないよう、水道法、飯田市水道条例その他関係法令を遵守の上、業務を行うよう十分留意してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
違反行為の項目							
違反行為に対する 点数の付与	点						
違反に関する 累積点数等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">累積点数</td> <td style="padding: 5px;">点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">今回の違反点数</td> <td style="padding: 5px;">点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">前回までの点数</td> <td style="padding: 5px;">点</td> </tr> </table>	累積点数	点	今回の違反点数	点	前回までの点数	点
累積点数	点						
今回の違反点数	点						
前回までの点数	点						
その他留意事項	<p>今回付与された違反行為に対する点数は、付与された日（この指導書の日付）から起算して2年の間は消滅しません。この期間内に再度違反行為があったときは、点数が累積加算されます。</p>						

様式第4号

下水道排水設備指定工事店等違反報告書

年 月 日

上下水道局長

下記のとおり違反行為を確認したので、飯田市指定給水装置工事事業者及び飯田市下水道排水設備工事店等の違反行為に対する処分基準の規定により報告します。

記

指定工事店又は指定外 工事関係者の名称	
違反行為の項目	
違反行為の状況等	
事情聴取の内容等	
確認日	年 月 日
確認場所	
報告者職・氏名	印
意見等	

様式第5号

<p>処分決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>住所 氏名又は名称 (代表者氏名) 様</p> <p style="text-align: right;">飯田市長 印</p> <p>飯田市指定給水装置工事事業者及び飯田市下水道排水設備工事店等の違反行為に対する処分基準の規定により下記のとおり処分を決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
<p>違反行為に 対する処分</p>	<p><input type="checkbox"/>指定の取消し</p> <p><input type="checkbox"/>指定の効力停止</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>(飯田市下水道条例第15条)</p>		
<p>処分の理由</p>			
<p>違反に関する 累積点数等</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">累積点数 点</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">今回の違反点数 点 前回までの点数 点</td> </tr> </table>	累積点数 点	今回の違反点数 点 前回までの点数 点
累積点数 点	今回の違反点数 点 前回までの点数 点		
<p>処分年月日</p>	<p>年 月 日</p>		
<p>処分に対する 審査請求等に 関する教示</p>	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、飯田市長に対して審査請求を行うことができます（なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、飯田市を被告として（訴訟において飯田市を代表する者は飯田市長となります。）提起することができます（なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。</p>		

様式第 6 号

指導書			第 号 年 月 日
住所 氏名又は名称 (代表者氏名)			様 飯田市長 印
<p>飯田市下水道条例の規定に違反する行為を確認したので、飯田市指定給水装置工事事業者及び飯田市下水道排水設備工事店等の違反行為に対する処分基準の規定により指導します。</p> <p>今後はこのような違反行為のないよう、下水道法、飯田市下水道条例その他関係法令を遵守の上、業務を行うよう十分留意してください。</p>			
記			
違反行為の項目			
違反行為に対する 点数の付与	点		
違反に関する 累積点数等	累積点数	点	今回の違反点数 前回までの点数
その他留意事項	<p>今回付与された違反行為に対する点数は、付与された日（この指導書の日付）から起算して2年の間は消滅しません。この期間内に再度違反行為があったときは、点数が累積加算されます。</p>		